



ドクターのための 分け方でここまで変わる! ゴールから逆算する相続対策

ファイナンシャルプランナー有資格者 佐藤 喜博

相続対策を既にされている方でも、抜け漏れが多いのが「**二次相続の対策※**」です。一次相続及び二次相続までが完了して、初めて次の世代へ財産を移転したといえるでしょう。

今回は二次相続まで見据えた一次相続の分割割合と、それによる税額の差を確認していきましょう。

※ご夫婦の相続を考えた場合、1 人目の相続を一次相続、2 人目の相続を二次相続と表現します。

- ◎ この記事はこのような方におすすめです
- ✓ 相続税がかかる方
 - ✓ 相続対策をしている方
 - ✓ 相続税を少しでも安くしたい方
 - ✓ 相続財産が多い方

要注意! 分け方だけで相続税が 8 千万円変わる?

相続のゴールを「次世代への財産移転」と仮定するとならば、そのゴールは**一次相続ではなく二次相続**です。

見落とす方が多いのですが、実は一次相続時の分割割合によって、二次相続時の税額が大きく変わります。

具体的には、一次相続の際、相続財産を「**配偶者に寄せるのか**」、「**お子様に寄せるのか**」によって、相続税額が大きく変わってくるのです。

<相続財産分割額（配偶者：お子様）のチガイと相続税合計額の関係>

被相続人財産5億円 配偶者財産1億円 子供3人の場合 単位:万円

一次相続				二次相続			一次・二次 相続税合計
配偶者様 相続取得財産	お子様 相続取得財産	配偶者様 相続税額	お子様 相続税額	一次相続 税額合計	お子様 相続取得財産	二次相続 税額合計	
50,000	0	5,963	0	5,963	54,037	14,595	20,558
40,000	10,000	3,578	2,385	5,963	46,422	11,549	17,512
30,000	20,000	1,193	4,770	5,963	38,807	8,503	14,466
20,000	30,000	0	7,155	7,155	30,000	5,460	12,615
10,000	40,000	0	9,540	9,540	20,000	2,460	12,000
0	50,000	0	11,925	11,925	10,000	630	12,555

※二次相続における相続取得財産：〔配偶者取得財産〕-〔配偶者様相続税額〕+〔配偶者財産1億〕

8,558 万円

上記の表は配偶者と子供へ財産をどう寄せるかで一次・二次の相続税額がどれくらい変わるかを比較したものです。

最上段が一次相続の際、相続財産を「**すべて配偶者に寄せた**」ケース。下段に向かうにつれて、「**お子様に寄せる**」割合が高くなっています。

右側の相続税額合計の列を見ていただくとわかるように、分け方だけで**約 8,558 万円**も税額が変わってくるのです。

相続税を減らしたつもりが増えていたら…

一次相続の対策だけを考えて、前段の表のように配偶者へ相続財産を寄せがちです。これは「**配偶者の税額軽減**」という、配偶者への優遇制度が適用されているためです。では、次に起こる二次相続を考えてみるとどうでしょう。配偶者はすでに亡くなっているため、「**配偶者の税額軽減**」は使えません。さらに法定相続人も 1 人少なくなる為、基礎控除が 600 万円減少してしまいます。

つまり一次相続で配偶者に財産を寄せすぎると、二次相続で割高な相続税となる傾向にあるのです。

結果、「**最初からお子様に寄せておけばよかった!**」といったケースはよく聞く話です。「なるべく子供に寄せる」ということが一概に正解とは言えませんが、「**分割の検討をするだけで、税額が大きく変わる**」ということは事実であるため、この記事きっかけに「**二次相続まで踏まえた相続対策**」を検討していただければと思います。

今回は記事の都合上一部の例のご紹介のみとなりましたが、

- 「**自分の家族構成に合った分割の割合が知りたい**」
- 「**既に一次相続が終わっている場合はどうすればいいのか**」
- 「**配偶者の税額軽減についてもう少し詳しく聞いてみたい**」

等、お一人お一人様々な状況でこの記事を読まれていることと思います。

令和 5 年税制改正は、減税になった部分と増税になった部分があります。改正内容の抑えなければいけないポイントがあります。あわせて、相続対策の盲点そして味方に付けると相当な相続税額の負担軽減になるポイントもあります。

後悔のない相続対策となるようご自身の場合はどうなるかまずは現状把握として概算から試算することをおすすめします。試算されたい方は下記よりお気軽にお問い合わせください。

※上記は、2023年7月現在の税制・税率に基づき作成しておりますが、あくまでも概要について説明した参考情報（値）であり、その内容の正確性をお約束するものではありません。また、税制・税率は将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署の判断によりしますので、お客さま自身にて所轄の税務署または税理士にご確認ください。

最後までご一読いただいた会員様へ無料特典です。資料をお届けに伺い解説いたします。

【特典コンサル】 相続税シミュレーションと 最適贈与額を見える化します。

税制改正にて関心が高まっている贈与についてもやもやをスッキリと見える化します。

多くの方が見落としている希少性が高く価値ある内容です。

セカンドオピニオンとしてもお問い合わせください。

※ QR コードからメールが起動しない場合は下記メールアドレスに件名：特典申込、本文：お名前、携帯電話を追記し送信ください。

ファイナンシャルプランナー / ソニー生命 コンサルティング ライフプランナー 佐藤 喜博
携帯 / SMS : 090-4951-9575 TEL028-650-4422
Mail : yoshihiro6m3p_satou@sonylife.co.jp

下記 QR コードより特典お申込下さい
メールが起動します
「お名前」、「連絡先」を追記し送信下さい